

## 徴収猶予の概要

地：地方税法 条例：池田市市税条例

要件	<p>納税者または特別徴収義務者の申請に基づいて、次のいずれかに該当し、一時に納付できないと認められるとき</p> <p>①震災、風水害、火災、盗難等（該当例：新型コロナウイルス感染症の患者が発生した施設で消毒作業が行われたことにより、備品や棚卸資産を廃棄した場合）</p> <p>②納税者、親族の病気、負傷（該当例：納税者ご本人または生計を同じにするご家族が病気にかかった場合）</p> <p>③事業の休廃止（該当例：納税者の方が営む事業について、やむをえず休廃業をした場合）</p> <p>④事業に著しい損失（※1）を受けたとき（該当例：納税者の方が営む事業について、利益の減少等により、著しい損失を受けた場合。給与が大幅に減少した場合。）</p> <p>⑤上記に類する事実があったとき（地15①）</p> <p>※1 著しい損失の目安：前期黒字額の2分の1又は前期赤字額を超える赤字</p>
申請時期	要件に該当するとき（地15①）
猶予期間	<p>申請書に記載された始期（※2）から1年以内</p> <p>ただし、猶予期間経過後においても、納税者または特別徴収義務者の事業が廃止、休止しているなどやむを得ない理由がある時はさらに一年延長可。（地15①、④）</p> <p>※2 申請日を始期とする。ただし、申請日が納期限より以前であるときは、納期限の翌日を始期とする。また災害を受けた場合など猶予該当事実の生じた日があきらかな場合は、その猶予該当事実が生じた日を始期とする。</p>
猶予する対象・金額	未納の市税であり、納付することができないと認められる金額（地15①）
納入方法	猶予する期間内の各月で分割して納付する。（地15③）
必要書類	<p>①徴収猶予申請書（延長をする場合は徴収猶予の期間延長申請書）</p> <p>②納付計画書</p> <p>③要件に該当することを証明する書類（り災証明書、資産廃棄関係書類、休廃業届の写しなど）</p> <p>④財産収支状況書</p> <p>⑤収支の明細書（事業に著しい損失を受けた場合）</p> <p>⑥財産目録（猶予金額が100万円を超える場合）</p> <p>⑦担保提供書（猶予金額が100万円を超えかつ猶予期間が3か月を超える場合。なお、担保を提供することができない特別の事情がある場合は不要）</p> <p>（地15の2①、条例6の3②）</p> <p>※③～⑦の書類について、新型コロナウイルス感染症の影響により、提出が困難な場合は、口頭による聞き取りや、他の書類（売上帳、現金出納簿、給与明細書、預金通帳の写し等）の添付に代えることでも受け付けます。（地15の2④）</p> <p>※④～⑥の書類について、最近（2か月程度）の国税や社会保険料の納税の猶予申請書および猶予許可通知書の写しが提出されれば、省略が可能です。</p>
不許可とすることができる場合	<p>次のいずれかに該当する場合</p> <p>①猶予期間内に完納できないとき</p> <p>②職員の質問に答弁せず、検査を拒み、妨げ、もしくは忌避したとき</p> <p>③不当な目的で申請されたとき</p> <p>④上記に類する場合（地15の2⑨）</p>

通 知	次の場合に本人に通知する。 ①許可した場合 ②不許可にした場合 ③猶予を取り消す場合 (地15の2の2)
効 果	①猶予期間内は新たな督促、滞納処分を行わない(交付要求を除く)。 ②本人からの申請により差押を解除する。(地15の2の3)
取り消し	次のいずれかに該当する場合 ①分割納付を履行しない ②財産の状況、事情の変化により猶予の継続が適当でないとき ③繰上徴収事由が発生した場合 原則として本人の弁明を聞く必要がある。 (本人が正当な理由なく、弁明をしないときはその限りでない)
延滞金	①災害、②病気等、⑤左記に類する事実の場合は、全額免除 ③事業の休廃止、④事業に著しい損失を受けた場合は、 通常年8.8% ⇒ 年1.0% (令和3年中の割合) ※ただし、③、④の場合で、財産の状況が著しく不良で、他の税等が軽減又は免除されたとき や、事業または生活の状況により延滞金の納付を困難とするやむを得ない理由があるときは全額 免除。(地15の9)
その他	時効は中断し、徴収猶予期間中は停止する。(地18の2④)